

居宅介護支援の報酬・基準に関する見直し案―厚労省 介護給付費分科会

11月19日、来年度の報酬改定に向けた社会保障審議会の第115回介護給付費分科会が開かれた。

居宅介護支援の報酬・基準について、厚労省としての見直しの【論点】とその【対応案】が示され、協議が行われた。

協議は、以下の観点から行われた。

- 1) 基本報酬の見直し
- 2) 公平・中立性の確保の推進
- 3) 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価の推進
- 4) 介護予防支援の見直し
- 5) 運営基準の見直し

1) 基本報酬の見直しについて

【論点】

福祉用具貸与のみのケアプランについては、ケアマネジメント業務に係る業務負担が軽減されていることを踏まえ、基本報酬の評価を適正化してはどうか。

【対応案】

- ・福祉用具貸与のみのケアプランについては、ケアマネジメント業務に係る業務負担が軽減されていることを踏まえ、基本報酬の評価を適正化する。
- ・報酬基準上の利用者数の算定について、2分の1を乗じた数を加えることとする。

【論点】

認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供であり、ケアマネジャーの基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬に包括化し評価を見直してはどうか。

【対応案】

認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供であり、ケアマネジャーの基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬に包括化し評価を見直す。

2) 公平・中立性の確保の推進について

【論点】

正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%以上である場合については減算の適用になるが、公平・中立性の確保の更なる推進の観点から、適用割合や対象サービスの範囲を見直してはどうか。

【対応案】

- ・ケアマネジメントの質を確保する観点から、正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%以上である場合について減算を適用しているが、減算を適用する割合を引き下げる方向で見直す。
- ・対象サービスの範囲については、現在訪問介護、通所介護、福祉用具貸与が対象であるが、対象サービスの限定を外す方向で見直す。

3) 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価の推進について

【論点】

質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、算定要件の見直しを図ってはどうか。

【対応案】

- ・質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価という観点から、主任介護支援専門員等の人員配置要件の強化や、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備について、算定要件に追加する。
- ・特定事業所加算の算定要件のうち、「要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 および要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。」については、実態に即した緩和を行う。

4) 介護予防支援の見直しについて

【論点】

新しい総合事業の導入に伴い、多様な主体により多様な形態で提供されるサービスが介護予防サービス計画に位置付けられていくことを踏まえ、適正に評価し、基本報酬を見直してはどうか。

【対応案】

介護予防支援について、予防訪問介護と予防通所介護が新しい総合事業に移行することに伴い、多様な主体により多様なサービス形態で提供されるようになり、介護予防サービス計画に位置付けられていくことを踏まえ、適正に評価し、基本報酬を見直す。

5) 運営基準の見直しについて

【論点】

居宅介護支援事業所等とサービス事業所の意識の共有を図るため、居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高めることを推進してはどうか。

【対応案】

介護支援専門員等は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めるものとする。

【論点】

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、制度的に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例提供の求めがあった場合には、これに対する協力を推進するための対応を行ってはどうか。

【対応案】

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険法上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定されたところであるが、指定居宅介護支援事業者等が会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう、指定居宅介護支援事業に関する運営基準に規定することとする。